

# 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：環境管理推進費

## 事業名 自動車リサイクル法施行推進費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 廃棄物対策課 産業廃棄物係 電話番号：058-272-1111(内 2718)

E-mail：[c11225@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11225@pref.gifu.lg.jp)

### 1 事業費 514千円（前年度予算額：513千円）

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	513	0	0	513	0	0	0	0	0
要求額	514	0	0	514	0	0	0	0	0
決定額									

### 2 要求内容

#### (1) 要求の趣旨（現状と課題）

「拡大生産者責任の考え方(生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負う)」に基づき、自動車製造業者等が自ら製造・輸入した自動車在使用済みとなった場合に、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類の3品目を引き取り、リサイクル(フロンについては破壊)することを義務付けした自動車リサイクル法が平成17年1月1日から完全施行されている。県内においても、使用済自動車のリサイクルは順調に実施されているが、解体を行う事業者に対する苦情や、決められた期間内に処理されず遅延報告が発生している事例も見受けられるため、現地機関と連携した立入等監視指導が必要である。

#### (2) 事業内容

自動車リサイクル法に基づく使用済自動車等の適正処理を図るため、関連事業者(引取業者・フロン類回収業者・解体業者・破碎業者)は、法に基づく登録・許可手続きが必要となることから、これらに関連した許認可事務と自動車リサイクル法の円滑な運用と推進を図る。

- ・自動車リサイクル法に基づく登録及び許可に関する事務

- ・電子マニフェスト制度による遅延報告等の関連事業者指導事務
- ・関連事業者への定期立入調査、苦情等に基づく立入調査

### (3) 県負担・補助率の考え方

各関係事業者の登録、許可は都道府県で行うことから、これに伴う上記事業は県で行う必要がある。

### (4) 類似事業の有無 無

## 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	50	業務旅費
需用費	315	消耗品費、燃料費
役務費	149	通信運搬費
合計	514	

## 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

- ・「清流の国ぎふ」創生総合戦略 3 地域にあふれる魅力と活力づくり
  - (1) 地域の魅力の創造・伝承・発信
    - ② 美しく豊かな環境の保全・継承

- ・第2次岐阜県廃棄物処理計画（計画期間：平成24～令和2年度）
- ・第3次岐阜県廃棄物処理計画（予定）（計画期間：令和3年～令和12年度）

# 事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか  
 自動車リサイクル法の適正な施行及び運用を図ることにより、使用済自動車の適正処理を推進し、不法投棄、不適正処理の防止及び最終処分量の極小化を図る。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目標	達成率
/	(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	%
/	(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	%

### ○指標を設定することができない場合の理由

事業の性質上、数値目標の設定ができないため。

### （前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）  
 自動車リサイクル法に基づく登録及び許可に関する事務  
 電子マニフェスト制度による遅延報告等の関連事業者指導事務  
 関連事業者への定期立入調査、苦情等に基づく立入調査  
 県担当者会議の開催  
 県事務所長へ登録・許可事務等の事務委任

### （前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果  
 決められた期間内に処理されず遅延報告が発生している事案に関し、県事務所等と連携した適切な立入等監視指導により、大きな不適正問題は発生していない。  
 また、各県事務所等への事務委任により、事務処理の効率化を図った。

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い      △：必要性が低い</li> </ul>	
(評価) ○	使用済自動車のリサイクルは順調に実施されているが、解体を行う事業者に対する苦情や、決められた期間内に処理されず遅延報告が発生している事例も見受けられるため、現地機関（県事務所等）と連携した立入等監視指導は引き続き必要である。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない</li> </ul>	
(評価) ○	自動車リサイクル法の適切な運用が概ね図られており、事業の効果は十分得られている。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている      △：向上の余地がある</li> </ul>	
(評価) ○	（公財）自動車リサイクル促進センター（事業者による引取・引渡実施報告先）との連携も密に行っており、必要な情報が得られる体制も整っている。

### (今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 問題事案のより早期の解消のため、より一層県事務所等との連携を強化していく必要がある。</li> </ul>
--

### (次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 自動車リサイクルに係わる者に対して、各種基準遵守を指導し適正処理の推進を図るため、翌年度以降も継続して事業を実施する。</li> </ul>
--

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせる理由や期待する効果 など	

